

2026年4月1日

## 吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、SBテクノロジー株式会社（本店所在地：東京都新宿区新宿六丁目27番30号。以下「SBテクノロジー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SBテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社であるSBテクノロジーにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続きの経過

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

SBテクノロジーは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

SBテクノロジーは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

SBテクノロジーは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

SBテクノロジーは、会社法第789条第2項及び3項の規定に基づき、2026年2月18日付の官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法789条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社である当社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第796条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第797条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について該当事項はありません。なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年2月18日開始の電子公告により株主への公告を行ったところ、所定の期間内に株主1名から本合併に反対する旨の通知がありましたが、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月18日付で、官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法799条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社がSBテクノロジーから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年4月1日をもって、SBテクノロジーの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定によりSBテクノロジーが備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併に関する変更登記をした日

2026年4月6日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

2026年2月18日

## 吸収合併に係る事前備置書類

吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面

吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面

吸収合併存続会社 東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

吸収合併消滅会社 東京都新宿区新宿六丁目27番30号  
SBテクノロジー株式会社  
代表取締役 阿多 親市

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）とSBテクノロジー株式会社（以下「SBテクノロジー」といいます。）は、2026年4月1日を効力発生日として、ソフトバンクを吸収合併存続会社、SBテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子間の合併であるため、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項  
該当事項ありません。
4. 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

ソフトバンク（吸収合併存続会社）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ソフトバンクは有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）よりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

SBテクノロジー（吸収合併消滅会社）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後におけるソフトバンクの債務の履行見込みに関する事項

本合併の効力発生日後のソフトバンクの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ソフトバンクの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後におけるソフトバンクの債務について履行の見込みはあると判断しております。

以上



## 合併契約書

ソフトバンク株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「甲」という。）及びSBテクノロジー株式会社（住所：東京都新宿区新宿六丁目27番30号。以下「乙」という。）は、以下のとおり合意に達したので、2025年11月26日付で、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をし、これにより、乙は第2条に定める効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務をそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

### 第2条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第3条（本合併に際して交付する株式等に関する事項）

本合併は無対価とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（合併契約承認株主総会）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

## 第6条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までに剰余金の配当を行うことができる。

## 第7条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日に、乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

## 第8条（本契約の条件の変更及び解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、疑義を避けるために規定すれば、本合併の効力の発生を妨げる事由が生じ、かかる事由を効力発生日までに解消できない場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除するものとする。

## 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2025年11月26日

甲： ソフトバンク株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



乙： SBテクノロジー株式会社  
東京都新宿区新宿六丁目27番30号  
代表取締役社長 CEO 阿多 親市





# 第37期 事業報告

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

SBテクノロジー株式会社

## 1 当社の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の日本経済は、急激な円安や原材料価格の高騰、人件費の上昇が一部の産業に影響を与えたものの、新型コロナウイルス感染症の収束や観光・インバウンド需要の回復により、内需を中心に堅調な成長を続けました。一方で、人材不足が深刻化する中、企業は生産性向上と成長を目指して業務のデジタル化やデジタルサービス事業に積極的に取り組んでいます。

IT戦略を推進するためには、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、働き方の変化に伴うクラウドや生成AIの活用促進、そしてサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の強化が依然として重要なテーマです。高い注目を集めているAIは、本格的な業務適用のフェーズへと移行が進んでいます。

このような状況の中、当社はAI領域への取り組みを重点的に強化しました。生成AIサービス「dailyAI」は、Azure OpenAI Serviceを活用したセキュアな対話型AIソリューションとして、企業の業務効率化に貢献しています。当期には「社内ファイル」連携機能を追加し、社内文書からの情報検索を生成AIにより可能とするなど、さらなる利便性向上を図りました。また、社内ではMicrosoft 365 Copilotの全社導入を実施し、生成AIの活用を推進するとともに、顧客企業への提案力強化にも寄与しました。

セキュリティ領域ではマネージドセキュリティサービスが高く評価され、複数市場で国内シェア1位を獲得しました。SASEなど先進的なネットワークソリューションの展開にも取り組み、信頼性の高いIT環境の実現に貢献しています。

システムインテグレーション領域ではMicrosoft製品を活用したDX支援を推進し、顧客の業務革新を支援しました。通信事業においてオンプレのシステムインテグレーション開発案件の領域が拡大し、増収・増益するとともに、自治体情報SCを含む運用案件が順調に進捗しました。

この結果、当期の売上高は前期比1.6%増の57,466百万円、営業利益は前期比7.6%増の4,318百万円、経常利益は前期比42.1%減の4,123百万円、当期純利益は前期比69.9%減の2,957百万円となりました。

(百万円/利益率)	第36期	第37期(当期)	増減額	増減率
売上高	56,585	57,466	880	1.6%
売上総利益	10,842 (19.2%)	11,280 (19.6%)	437	4.0%
販売費及び一般管理費	6,829	6,961	132	1.9%
営業利益	4,013 (7.1%)	4,318 (7.5%)	304	7.6%
経常利益	7,126 (12.6%)	4,123 (7.2%)	▲3,003	▲42.1%
当期純利益	9,821 (17.4%)	2,957 (5.1%)	▲6,864	▲69.9%

(注) 当期から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの2期分を記載しております。

### (2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は1,037百万円です。その主なものは本社オフィスリニューアル工事及び備品購入や生成AIサービス追加開発などです。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### <完全子会社化によるシナジー創出の機会>

TOB、スクイーズアウト手続きを経て当社はソフトバンク(株)の完全子会社になりました。この経営施策により、同社との構造的な利益相反関係を解消し、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて、シナ

ジー創出をすることで、当社の更なる企業価値向上に資することが期待できます。

#### ①当社サービスの販売機会拡大

ソフトバンク㈱は幅広い顧客基盤及び営業基盤を有しています。これらの顧客基盤及び営業基盤を活用し、当社サービスの販売機会が拡大します。加えて、同社が有するDX推進に向けた営業力を活用することで更なる新規顧客や新規案件の獲得が可能になり、成長戦略の加速に繋がることが期待できます。

#### ②デジタルバリューチェーンの拡充による事業領域の強化・拡大

当社が保有していないモバイルやネットワーク等のプロダクト領域においてソフトバンク㈱と提案連絡や技術連携を行うことで案件規模の拡大とともに、当社の強みであるコンサルティングや最先端の技術力を、より付加価値の高いデジタルバリューチェーンとして顧客へ提供することが期待できます。

#### ③当社グループ総合力の更なる強化

当社グループを取り巻く経営環境の変化に伴い、高い専門性を持つ人材の獲得競争は更に激化すると想定しております。ソフトバンク㈱の採用力を最大限活かしながら当社の経験・知見・ノウハウを横展開していき、相互に補完し合える人材の最適化を実現することで、人材不足に起因する提案機会の損失等の課題への対策に繋がることが期待できます。

### <顧客のDXを支援するセキュリティ&運用サービスの提供（押し上げる力）>

顧客がDXを推進するためには、ビジネスの状況に応じて対応しやすいクラウドを基盤としたITの活用がますます重要になってくると考えております。またクラウドの活用では情報資産を外部におくことになるためセキュリティ対策も必須になっており、当社はセキュリティ対策のシステム構築のみならずマネージドセキュリティサービスでの24時間365日の監視運用サービスを提供してきました。当社グループでは、顧客のDXを支援するセキュアなクラウド基盤を提供するために以下が重要だと考えており、これらを強化することで競争優位性を確立していきます。

#### ①セキュリティ監視とIT運用の一体提供サービス化

大手エンタープライズのお客様を中心に、セキュリティ監視とIT運用を一体で提供してほしいというニーズが大きくなってきております。そのニーズに対して個別対応するのではなく多くのお客様に価値を届けられるようにサービス化してまいります。

#### ②セキュリティサービスの拡充

多くのお客様のニーズにこたえられるようにセキュリティオペレーションセンターの拡充やマネージドセキュリティサービスで監視できる対象の拡充やAI活用による効率化を図ってまいりました。今後もお客様のセキュリティニーズを捉えて、さまざまな選択肢を提供できるようサービスの拡充を図ってまいります。

### <顧客の変革を実現するデータを活用した共創型DXの推進（引き上げる力）>

当社はお客様の競争力強化につながるIT支援が重要であると考えており、お客様の現場部門自らがデータ活用を行いDX推進していく環境の提供に取り組んでおります。また、お客様のDX支援のためには新たなテクノロジーへの挑戦も重要であると考えており、そのために当社は以下の取り組みを行ってまいります。

#### ① ノーコード・ローコードでのデータ活用によるDX推進支援

DXを推進するため、旧来のベンダーや自社の情報システム部門によるシステム構築から、現場部門によるノーコード・ローコードによる自走化が潮流となろうとしています。当社では農林水産省に対して申請業務の電子化プラットフォームの構築や職員の方々へのIT教育を提供してまいりました。またそれらの実績をもとにエンタープライズ企業に向けた自走化支援メニューの開発も行っております。今後は、これらのサービスを起点に顧客のDXをより支援していけるようなサービス開発に取り組んでまいります。

#### ② 新たなテクノロジーへの挑戦

お客様へのDX支援を見据えた新たなテクノロジーへの挑戦を行ってまいります。例えば、生成AIのビジ

ネス活用に向けてお客様との共同実証実験を行っており、その実験結果を踏まえて企業や自治体のお客様がセキュアに生成AIを利用できる環境を構築し、サービス化いたしました。また、その他にもAIやデータ活用に関する研究開発などを積極的に行っており、今後これらの技術を活用したサービス展開を目指してまいります。

### <DX人材の育成・創出のためのコンサルティング&IT教育（推進する力）>

大きく変化する事業環境の中でDXを継続的に推進するにはITの専門部署だけでなく、自部門の業務に精通している人材をDX人材として育成していくことが求められています。また当社のようなICT企業もお客様が要望するサービスを提供するだけでなく、お客様に寄り添い課題を抽出し解決していくコンサルティング能力も求められてきます。それらのニーズを満たすためには、以下のような取り組みが重要であると考えております。

#### ①IT教育サービスの提供

当社はシステムの構築や運用のみならず、お客様自らがデジタル技術を活用できるようになるためのIT教育サービスの提供をしております。農林水産省の電子申請案件では申請のプラットフォームを構築のうえ、職員の方々が自ら申請フォームのアプリケーションが作成できるよう職員の方々へ教育トレーニングを実施しました。今後は自治体や企業に向けても展開してまいります。

#### ②コンサルティングのメニュー化

当社ではコンサルタントの育成が重要だと考え、ビジネスアナリシスを体系的に身に付けられるBABOK（Business Analysis Body of Knowledge）をベースとしたCBAP（Certified Business Analysis Professional）の資格取得支援を行っております。またコンサルティングを提供する専門部隊も設置しておりコンサルティングのメニューを提供しております。今後はコンサルティングから当社のサービス導入まで一気通貫で提供できるようにしてまいります。

上記の施策を着実に実行していくためには、付加価値の源泉である人財の確保と育成が必要です。当社は社員の健康管理や健康増進などに対する人的資本投資を今後も行っていき活力向上や生産性向上など組織の活性化をもたらすことで、企業成長の実現を目指してまいります。

## （５）財産及び損益の状況の推移

区分	期別	期別			
		第34期 (2022年3月期)	第35期 (2023年3月期)	第36期 (2024年3月期)	第37期 (2025年3月期)
売上高	(百万円)	56,923	58,129	56,585	57,466
経常利益	(百万円)	3,699	3,728	7,126	4,123
当期純利益	(百万円)	3,136	2,667	9,821	2,957
1株当たり当期純利益	(円)	154.95	133.50	493.86	1,478,649,154.50
総資産	(百万円)	38,236	38,850	43,935	44,317
純資産	(百万円)	18,436	19,066	27,783	29,580
1株当たり純資産額	(円)	896.42	943.83	1,380.31	14,790,318,317.00

(注)

- 第37期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、2024年9月10日付で普通株式9,900,000株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
- 当期から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

## （６）重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)及びソフトバンク(株)です。ソフトバンク(株)は、2024年4月26日から当社を同社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、当社株式の全て（ただし、ソフトバンク(株)が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除く。以下同じ）及び新株予約権の全てを対象として、公開買付けを実施しました。

当該公開買付けの結果、同社は、2024年6月18日をもって、当社株式1,791万5,978株を所有しました。

その後、当社は同社からの要請を受け、2024年8月5日に臨時株主総会を開催しました。同株主総会において、効力発生日を同年9月10日とし、当社の普通株式990万株を1株に併合する株式併合（以

下「本株式併合」といいます)を承認する旨の議案が可決され、同社は当社株式を1株所有することになりました。一方、同社以外の当社株主が所有していた当社株式の全部が1株未満の端数となりました。端数株式の合計数は1株であるところ、当該端数株式を同社が取得することにより、同社は当社株式2株を直接所有するに至りました。

当社は、同社と商品の販売及びシステム開発・技術支援等の取引を行っております。同社との取引に当たっては、案件に対する原価に販売費及び一般管理費、適正利益、市場動向等を勘案して価格を決定するよう留意しております。当社取締役会は、当該取引条件については、他の取引先と同様の基準によって決定されるものであることから、当社の利益を害さないものと判断しております。なお、当社が親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等はございません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
M-SOLUTIONS(株)	100百万円	100.00%	クラウドサービス及びスマートデバイスを中心としたシステムの設計・開発及び保守・運用サービスの提供
(株)環	10百万円	100.00%	クラウドサービスを活用した社内の業務改善・コミュニケーション改革を実現する教育コンテンツの提供
サイバートラスト(株)	836百万円	57.99%	IoTサービス、OSS/Linuxサービス、認証・セキュリティサービスの提供
アソラテック(株)	60百万円	51.00%	農業におけるICTを活用した課題解決及び総合的なICTサービスの提供
リデン(株)	115百万円	82.57%	農業データの利活用を促進し、農業成長サイクルの加速を支援するプラットフォームの提供
(株)電縁	35百万円	100.00%	通信、自治体などを中心としたシステムコンサルティング、Webシステム開発の提供
アイ・オーシステムインテグレーション(株)	14百万円	100.00%	情報処理システムの開発及び販売・保守等の提供

## (7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、以下のとおりです。

区分	主要な内容	主要な事業内容
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信会社向け</li> <li>・ オンプレミス（プライベートクラウド含む）のシステム構築/運用保守</li> <li>・ クラウドコンサルティング/移行支援/構築/運用</li> <li>・ セキュリティ運用監視サービス 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBテクノロジー(株)</li> <li>・ (株)電縁</li> </ul>
エンタープライズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般事業者向け</li> <li>・ クラウドコンサルティング/移行支援/構築/運用/IT教育 サービス</li> <li>・ AI・IoTソリューション</li> <li>・ セキュリティコンサルティング/導入支援/運用監視 サービス</li> <li>・ 電子認証ソリューション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBテクノロジー(株)</li> <li>・ M-SOLUTIONS(株)</li> <li>・ (株)環</li> <li>・ サイバートラスト(株)</li> <li>・ アイ・オーシステムインテグレーション(株)</li> </ul>
公共	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁・自治体向け</li> <li>・ クラウド移行支援/構築/運用/IT教育サービス</li> <li>・ AI・IoTソリューション</li> <li>・ セキュリティコンサルティング/導入支援/運用監視 サービス 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBテクノロジー(株)</li> <li>・ アソラテック(株)</li> <li>・ リデン(株)</li> </ul>
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ECサイト運営代行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBテクノロジー(株)</li> </ul>

## (8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会社名	主要な拠点等	
当社	本社	新宿オフィス (東京都新宿区)
	事業所	天王洲開発センター (東京都品川区) 富山開発センター (富山県富山市) 名古屋オフィス (愛知県名古屋市) 名古屋開発センター (愛知県名古屋市) 大阪オフィス (大阪府大阪市) 福岡オフィス (福岡県福岡市) 福岡開発センター (福岡県福岡市) 台湾支店 (新北市中和區)
M-SOLUTIONS(株)	本社	東京都新宿区
(株)環	本社	東京都新宿区
サイバートラスト(株)	本社	東京都港区
アソラテック(株)	本社	東京都新宿区
リデン(株)	本社	東京都新宿区
(株)電縁	本社	東京都新宿区
アイ・オーシステムインテグレーション(株)	本社	群馬県前橋市

## (9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,035 名	31 名増	37.8 歳	7.8 年

(注)

- 従業員数には、ソフトバンク(株)等からの出向者が含まれております。
- 従業員数は就業人員数です。なお、臨時雇用者数(派遣社員・契約社員・アルバイト社員)は含まれていません。
- 受入出向者は上記従業員数に含めて記載しています。なお、他社への出向人員は含まれていません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の現況に関する重要な事項は、前記(6)「重要な親会社及び子会社の状況」①親会社との関係に記載のとおりです。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日)

- ①発行可能株式総数：2株
- ②発行済株式の総数：2株
- ③株主数：1名
- ④大株主：ソフトバンク㈱ 2株 (持株比率100%)
- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況:該当する事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2025年3月31日現在)  
該当事項はありません。

②当期中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当する事項はありません。

#### ③その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年8月5日開催の臨時株主総会において株式併合にかかる議案が承認可決されました。当該承認に伴い、新株予約権の発行要領に基づき2024年8月6日時点で残存する以下の新株予約権のすべてを会社が無償で取得しました。

無償取得および消却の対象となる新株予約権の内容	イ2018年9月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2020年10月1日から2024年9月30日まで) ロ2021年9月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2023年10月1日から2025年9月30日まで) ハ2022年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2025年7月1日から2028年6月30日まで)
無償取得日	2024年8月6日
新株予約権の取得に関する事項 (発行要領)	新株予約権の取得に関する事項 ①～③ 省略 ④本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	阿多親市	社長執行役員 兼 CEO アソラテック(株)取締役
取締役	佐藤光浩	副社長執行役員 兼 CSO 兼 事業統括 (株)環 取締役 (株)電縁 取締役
取締役	藤長国浩	ソフトバンク(株) 専務執行役員 法人副統括 インキュデータ(株) 取締役 エアトラスト(株) 取締役 Cinarra Systems, Inc. 取締役 Treasure Data, Inc. 取締役 SB C&S(株) 取締役 Gen-AX(株) 取締役 兼 COO
取締役	牧園啓市	ソフトバンク(株) 専務執行役員 兼 CIO Cinarra Systems, Inc. 取締役 BBIX(株) 取締役 Gen-AX (株) 取締役 CIO 兼 CISO Wireless City Planning(株) 取締役 兼 COO
取締役	野田真	ソフトバンク(株) 常務執行役員 法人事業統括付 ALES(株) 代表取締役社長 (株) IDCフロンティア 取締役 (株) AXSEED 取締役
常勤監査役	上野光正	公認会計士
監査役	内藤隆志	ソフトバンク(株)執行役員 財務統括 財務経理本部 本部長 SBプレイヤーズ(株)監査役

(注)

1. 廣瀬治彦氏は、2024年6月17日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任しました。また、室橋陽二氏は、同日付で新たに選任され、就任しました。
2. 鈴木茂男氏、宗像義恵氏、富永由加里氏、宮川由香氏、澤田氏は2024年9月30日付をもって取締役を退任しました。中野通明氏及び室橋陽二氏は2024年9月30日付をもって、監査役を退任しました。
3. 牧園啓市氏及び野田真氏は、会社法第319条第1項に基づき、2024年9月30日に株主総会の決議があったものとして同年10月1日付で新たに取締役に選任され、就任しました。
4. 岡崎正明氏は、2025年3月4日付をもって取締役を退任しました。
5. 監査役上野光正氏は、社外監査役です。
6. 監査役上野光正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役上野光正氏は、2024年6月21日付で(株)SBIアルヒの社外監査役を退任しました。
8. 監査役内藤隆志氏は、2024年7月12日付でAホールディングス(株)監査役を退任しました。
9. 事業年度末日後の2025年4月1日付をもって、藤長国浩氏は副社長に就任し、佐藤光浩氏は副社長執行役員を退任しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各非業務執行取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各非業務執行取締役については定款第26条第2項ただし書きに基づき、1,000万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い金額とし、監査役については定款第31条第2項ただし書きに基づき、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としています。

#### ③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです (2024年6月18日改定)。

#### <基本方針>

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のインセンティブとなる報酬体系とすることを基本

方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬としての役員賞与及び中期業績連動報酬としての株式報酬により構成し、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う社外取締役については、その役割に鑑み、基本報酬のみとしています。なお、子会社・グループ会社の役員を主たる職務とする取締役の報酬は、子会社・グループ会社からの支給となり、各社報酬ポリシーに基づき決定されます。

<基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針>

基本報酬は、月例固定の現金報酬とし、原則として役位に応じて、各取締役が担う役割・責任等を踏まえ、他社水準も考慮の上、決定します。従業員兼務取締役については、従業員分給与額も踏まえ、報酬額を決定します。

<業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針>

業績連動報酬等としての役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として、業績評価指数を反映した現金報酬とします。各事業年度の業績に基づく定量的評価を基礎として、取締役ごとに定める目標に対する成果等の定性的評価を勘案し、総合的な考慮のもとに、期初に設定した基準額に対して0から100%の範囲で算出された額を毎年、一定の時期に支給します。役員賞与に係る業績評価指標は連結営業利益であり、また当該業績評価指標を選定した理由は、本業の収益性を図る重要な指標であるためです。なお、当期における業績評価指標（連結営業利益）の目標は5,850百万円であり、その実績は6,038百万円となります。

<取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針>

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とします。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：役員賞与＝6：4としています（業績評価指数100%達成の場合）。

ロ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

報酬等の限度額は、2009年6月20日開催の第21期定時株主総会において、取締役が年額400百万円（従業員分給与を除く。）、監査役が年額40百万円と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）及び監査役の員数は4名（うち、社外監査役は4名）です。

また、それとは別枠として、2022年6月20日開催の第34期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権に係る報酬枠を年額4,000万円以内、株式数の上限を年20,000株以内とすること及びストックオプションとしての新株予約権を年額4,000万円以内、株式数の上限を60,000株以内で報酬等として付与することをご承認いただいています。当該定時株主総会終結時点における当該報酬の付与対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

ハ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の具体的な配分の決定について、当社の役員報酬規程に基づき、代表取締役兼社長執行役員兼CEOの阿多親市氏に権限を委任しています。

同氏は、同規程に従い、決定方針の評価方法に基づく評価を行い、指名・報酬諮問会議の審議を経た上で、適正にこれを決定しています。指名・報酬諮問会議は、取締役の指名・報酬について、取締役会の諮問を受けて調査・審議・提言するための機関であり、取締役会によって選出された社外取締役を含むメンバーによって組織されています。

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、指名・報酬諮問会議が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、代表取締役は係る答申を踏まえて決定しているため、取締役会としては決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬等		業績連動報酬等		
		固定報酬	その他	役員賞与	非金銭報酬等 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	229 (28)	113 (19)	42 (9)	69 (-)	3 (-)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	16 (16)	2 (2)	- (-)	- (-)	4 (4)

(注)

- 上記の支給人員には無報酬の取締役3名及び監査役1名を含んでおりません。
- 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれていません。
- 基本報酬等のその他の内容につきましては、役員退職慰労金及び役員に提供している社宅の会社負担相当額を報酬等として支給しているものを含めております。
- 業績連動報酬等として取締役に対して役員賞与を支給しております。なお、当事業年度を含む営業利益の推移は「1. 当社の現況(5) 財産及び損益の状況」の推移に記載のとおりです。
- 株式報酬には複数年にわたって費用を計上するストックオプションとして付与した新株予約権及び譲渡制限付株式の付与のため

の報酬に係る当期中の費用計上額を記載しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

地位及び氏名	他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役 宗 像 義 恵	ビーグローブ(株)代表取締役 なお、当社と当社との間に特別な関係はありません。
取締役 澤 円	(株)圓窓 代表取締役 武蔵野大学 専任教員 (教授) なお、当社及び同大学と当社との間に特別な関係はありません。
監査役 中 野 通 明	虎ノ門南法律事務所 弁護士 パートナー なお、同事務所と当社との間に特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況

地位及び氏名	他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役 宗 像 義 恵	武蔵精密工業(株)社外取締役 なお、当社と当社との間に特別な関係はありません。
取締役 富 永 由 加 里	森永乳業(株)社外取締役 富士電機(株)社外取締役 なお、以上の会社と当社との間に特別な関係はありません。
監査役 上 野 光 正	SBIアルヒ(株)社外監査役 なお、当社と当社との間に特別な関係はありません。

ハ 当期における主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 鈴 木 茂 男	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のすべてに出席し、当社の属するIT業界に関する幅広い経験及び見識を活かして適宜意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。 また、当社の取締役の選解任や報酬などを審議する指名・報酬諮問会議に議長として出席し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしています。 加えて、ソフトバンク(株)による当社の普通株式及び新株予約権の公開買付けに関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性を担保することを目的として当社取締役会が2024年2月17日に設置した特別委員会の委員長として同委員会に、当期開催の5回すべてに出席しました。
取締役 宗 像 義 恵	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のすべてに出席し、DXソリューションに必要とされる半導体デバイスに関する幅広い経験及び見識を活かして適宜意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。 また、当社の取締役の選解任や報酬などを審議する指名・報酬諮問会議に出席し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしています。 加えて、ソフトバンク(株)による当社の普通株式及び新株予約権の公開買付けに関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性を担保することを目的として当社取締役会が2024年2月17日に設置した特別委員会の委員として同委員会に、当期開催の5回のうち3回に出席しました。
取締役 富 永 由 加 里	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のうち5回に出席し、IT技術者としての幅広い経験及び見識を活かして適宜意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。さらに女性活躍を含めた多様性の実現やサステナビリティ対応の観点からも発言しています。 また、当社の取締役の選解任や報酬などを審議する指名・報酬諮問会議に出席し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしています。
取締役 宮 川 由 香	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のすべてに出席し、セールス・マーケティングの幅広い経験及び見識を活かして適宜意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。さらに女性活躍を含めた多様性の実現やサステナビリティ対応の観点からも発言しています。 また、ソフトバンク(株)による当社の普通株式及び新株予約権の公開買付けに関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性を担保することを目的として当社取締役会が2024年2月17日に設置した特別委員会の委員とし

	て同委員会に、当期開催の5回すべてに出席しました。
取締役 澤 円	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のすべてに出席し、グローバルIT業界での幅広い経験及び見識を活かして適宜意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役 上野 光 正	当期開催の取締役会8回のすべてに、また当期開催の監査役会6回のすべてに出席し、主に財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っています。
監査役 中野 通 明	当期開催の取締役会のうち退任するまでの6回のうち5回に出席し、また監査役会6回のうち5回に出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的見地から適宜発言を行っています。
監査役 室橋陽二氏	当期開催の取締役会のうち退任するまでの4回のすべてに出席し、また監査役会4回のすべてに出席し、主に財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っています。

#### (4) 会計監査人の状況

名称

有限責任監査法人トーマツ

### 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。なお事業年度末日後の2025年4月25日付で、監査役会を監査役協議会に変更する改定がされました。

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛り込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。

また、当社は社外取締役比率を増やすことによりガバナンスを強化するとともに、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役協議会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。

- ・リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。

- ・重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を図っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループに共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。

- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況及び財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行わ

れております。

- ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」（ホットライン）の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。
- ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室を始めとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることとしております。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。

さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社及び子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。

監査役協議会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。

また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役協議会としての勧告や報告を行っております。

(10) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。

さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取り組んでおります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の基本方針に基づく当期における主な取組みは、以下のとおりです。

(1) 「役職員コンプライアンス・コード」及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、すべての役員及び従業員が閲覧可能な状態にして周知を図っております。また、コンプライアンス意識の向上及び定着を継続的に図るために、毎年コンプライアンス浸透月間を開催しており、当期においても全役員及び従業員を対象とした教育を実施しました。

(2) 当社及びグループ会社の重要なリスクについては、取締役会及び重要な社内会議において担当役員等から定期的及び適宜に報告が行われ、リスクへの対応策及びリスクの低減・未然防止に向けた取

り組みについて議論されております。

(3) 取締役会は、当期において計8回開催し、法令及び定款に定める事項並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議、決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況やグループ会社の業績について報告を受けております。

(4) 監査役は、監査役会または監査役協議会において定めた監査計画に基づく監査を実施し、取締役会及び重要な社内会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況の調査並びに代表取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な会合を通じて、監査の実効性を確保しました。

(5) 当社取締役等がグループ会社の取締役及び監査役に就任し、各社の業務執行の監督及び監査を行いました。また、当社の各部門が、グループ各社の業務執行状況について、随時又は定期的に報告を求めるとともに、必要に応じて適宜各社の業務の指導及び監督を行いました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

# 第 37 期

## 事業報告の附属明細書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

SBテクノロジー株式会社

1. 会社役員の兼職の状況の明細（施行規則第128条第2項）

区 分	氏 名	兼務する他の会社	兼務の内容
取締役	宗像 義恵	ビーグローブ(株)	代表取締役
取締役	澤 円	(株)圓窓	代表取締役
取締役	藤長 国浩	Gen-AX(株)	取締役COO
取締役	牧園 啓市	Gen-AX(株)	取締役CIO兼CISO
取締役	牧園 啓市	Wireless City Planning(株)	取締役兼COO
取締役	野田 真	ALES(株)	代表取締役

(注) Gen-AX(株)及びALES(株)はICTサービス事業に属します。

2. 親会社との取引に関する事項（施行規則第128条第3項）

該当事項はありません。

3. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項（施行規則第128条第1項）

該当事項はありません。

以上

# 計算書類

第37期  
2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)

SBテクノロジー株式会社

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>【資産の部】</b>	
流動資産	36,499
現金及び預金	9,510
受取手形	43
売掛金	20,168
契約資産	1,637
商品	605
前払費用	1,151
関係会社短期貸付金	200
未収入金	2,932
その他	255
貸倒引当金	△5
固定資産	7,818
有形固定資産	1,022
建物	396
器具及び備品	626
無形固定資産	1,329
ソフトウェア	1,193
ソフトウェア仮勘定	127
その他	8
投資その他の資産	5,467
投資有価証券	328
関係会社株式	3,112
長期前払費用	361
長期貸付金	42
関係会社長期貸付金	260
繰延税金資産	881
差入保証金	741
その他	39
貸倒引当金	△301
資産合計	44,317

科目	金額
<b>【負債の部】</b>	
流動負債	14,221
買掛金	6,320
関係会社短期借入金	300
未払金	3,470
未払費用	82
未払法人税等	921
契約負債	1,108
返金負債	3
預り金	73
賞与引当金	1,322
受注損失引当金	312
瑕疵補修引当金	20
事務所移転費用引当金	14
契約損失引当金	9
その他	260
固定負債	515
契約負債	201
資産除去債務	245
その他	69
負債合計	14,737
<b>【純資産の部】</b>	
株主資本	29,575
資本金	1,270
資本剰余金	1,348
資本準備金	1,348
利益剰余金	26,955
利益準備金	5
その他利益剰余金	26,949
繰越利益剰余金	26,949
評価・換算差額等	5
その他有価証券評価差額金	5
純資産合計	29,580
負債純資産合計	44,317

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	57,466
売上原価	46,186
売上総利益	11,280
販売費及び一般管理費	6,961
営業利益	4,318
営業外収益	142
受取利息	9
受取配当金	88
投資事業組合運用益	12
保険配当金	7
確定拠出年金返還金	3
雑収入	21
営業外費用	336
支払利息	3
為替差損	10
支払手数料	275
寄付金	10
関係会社貸倒引当金繰入額	30
雑損失	7
経常利益	4,123
特別利益	858
投資有価証券売却益	550
新株予約権戻入益	307
特別損失	728
固定資産除却損	22
投資有価証券評価損	56
関係会社株式評価損	552
事務所移転費用	96
税引前当期純利益	4,253
法人税、住民税及び事業税	1,252
法人税等調整額	43
当期純利益	2,957

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2024年4月1日期首残高	1,270	1,348	114	1,463	5	27,188	27,194
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△796	△796
当期純利益	-	-	-	-	-	2,957	2,957
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	42	42	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△2,557	△2,557	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替	-	-	2,400	2,400	-	△2,400	△2,400
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△114	△114	-	△238	△238
2025年3月31日期末残高	1,270	1,348	-	1,348	5	26,949	26,955

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日期首残高	△2,567	27,361	108	108	313	27,783
当期変動額						
剰余金の配当	-	△796	-	-	-	△796
当期純利益	-	2,957	-	-	-	2,957
自己株式の取得	△2	△2	-	-	-	△2
自己株式の処分	12	55	-	-	-	55
自己株式の消却	2,557	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	△103	△103	△313	△417
当期変動額合計	2,567	2,213	△103	△103	△313	1,796
2025年3月31日期末残高	-	29,575	5	5	-	29,580

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等  
以外のもの

・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

イ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

##### ④ 瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

##### ⑤ 事務所移転費用引当金

事務所の移転に係る費用の発生見込額を計上しております。

##### ⑥ 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込み額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

##### ① 通信、エンタープライズ、公共

当社では、顧客に対して、システムの設計・構築サービスの提供及び機器の販売などを行っております。

##### a. システム開発受託、システム運用、監視受託、各種保守サービス

(i) 請負契約など成果物の引き渡し義務を伴うシステム開発受託については、作業の進捗に伴って、顧客が利用可能な状態に近づき、履行義務が充足されると判断できるため、合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることができる場合には、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

(ii) システム運用、監視受託、各種保守サービスについては、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、期間の経過とともに履行義務が充足されると判断できるため、契約書に定義されたサービス提供期間に対する提供済み期間の割合にて進捗度を測定し、収益を認識しております。

##### b. 機器等の商品販売

機器等の商品販売については、顧客に対して商品の引渡し義務を負いますが、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではないため、一時点で充足される履行義務と判断でき、その支配の移転の時点において、収益を認識しております。

支配の移転の時点は、国内販売であり、出荷と顧客による検収までの期間が通常の間であることから、商品を出荷した時点としております。

##### ② 個人

当社は運営を代行している顧客のECサイトにおいて、IT関連商品の販売を行っております。

##### ECサイト運営代行

ECサイト運営代行については、主に他社が保有するソフトウェアライセンスや継続サービスを受ける権利の販売を行っております。販売の都度ライセンスキーが発行される場合は、発行後、顧客が手続きを行えば即時に利用可能となるため、発行時点において支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

また、継続サービスの契約更新処理による場合は、更新処理を行った時点で、顧客が継続的にサービスを受けられることが約束される結果、権利の支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

なお、当事業については、履行義務への主たる責任の度合いや、在庫リスクを伴わない点、価格設定に関する裁量権の程度などを総合的に勘案した結果、代理人としての性質が強いと判断し、当社が顧客から受領する額から仕入先に支払う額を控除した純額にて、収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取設備利用料」（前事業年度1百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めております。

前期まで「短期借入金」で表示していた科目を、明瞭性を高める観点から「関係会社短期借入金」に変更しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### ① 計算書類に計上した金額

進捗度の見積りに応じて収益認識した売上高	9,647百万円
（うち期末時点において進行中の金額	2,270百万円）
受注損失引当金	312百万円

### ② 見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社はプロジェクト（工事）契約において、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の適切な見積りにあたっては、工事原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合により測定し、それに基づき収益を認識しております。また、見積総工事原価が受注金額を上回る場合には、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能なケースであれば、当該超過部分につき、受注損失引当金を計上しております。

これら2つの項目に共通した算定根拠となる見積総工事原価は、プロジェクト（工事）の進捗に伴い変動する性格を有しております。変動要因はさまざまではありますが、当社と顧客との間において、成果物の仕様、作業範囲の認識に相違が生じ、突発的なアクシデントによって想定外の追加工数が必要になり、さらには、未経験の技術要素の影響を予測しきれないことなどが想定されます。当該見積りの変更による影響は、変更が行われた期に損益として計上するため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社オフィスのリニューアルを行ったこと及び直近の物価の高騰等により、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、使用見込み期間及び原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額72百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、この変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,599百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	6,300百万円
② 長期金銭債権	286百万円
③ 短期金銭債務	953百万円
④ 長期金銭債務	69百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

① 売上高	19,427百万円
② 仕入高	2,660百万円
③ 販売費及び一般管理費	191百万円
④ 営業取引以外の取引高	89百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	22,757,800株	-株	22,757,798株	2株

(変動事由の概要)

2024年9月9日付で自己株式2,846,868株を消却し、2024年9月10日を効力発生日として普通株式9,900,000株を1株に併合したことから、当期末の株式数は2株となっております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	2,856,067株	4,901株	2,860,968株	-株

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による取得 883株  
譲渡制限付株式の無償取得 4,018株

自己株式の株式数の減少の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による自己株式の処分 14,100株  
自己株式消却 2,846,868株

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

2024年6月17日開催の第36期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 株式の種類	普通株式
・ 配当金の総額	796百万円
・ 1株当たり配当金額	40円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月18日

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払事業税	66
未払事業所税	7
賞与引当金	353
受注損失引当金	98
未払社会保険料	51
投資有価証券評価損	149
関係会社株式評価損	264
減価償却超過額	93
資産除去債務	80
貸倒引当金	96
その他	48
繰延税金資産小計	1,310
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△395
繰延税金資産合計	915
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△30
その他有価証券評価差額金	△4
繰延税金負債合計	△34
繰延税金資産の純額	881

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等により運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。取引先信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理及び残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務又は資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、時価や発行体の財務状況が定期的に取締役会に報告されております。

関係会社短期貸付金、長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、貸付先の財務状況を定期的に確認しております。

差入保証金は、主にオフィスの賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

営業債務は、毎月資金繰計画を見直す等の方法により、決済、返済時における流動性リスクを回避しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)1.参照)。また、貸借対照表計上額のうち重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 関係会社株式	2,013	10,771	8,757
(2) 長期貸付金	42		
貸倒引当金(※3)	△42		
長期貸付金(純額)	—	—	—
(3) 関係会社長期貸付金	260		
貸倒引当金(※3)	△255		
関係会社長期貸付金(純額)	4	4	—
(4) 差入保証金	741	639	△102
資産計	2,760	11,416	8,655

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「関係会社短期貸付金」「未収入金」「買掛金」「関係会社短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。「受取手形」「売掛金」のうち、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(※2) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は66百万円であります。

(※3) 長期貸付金及び関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	261
関係会社株式	1,099
組合出資金	66
合計	1,427

これらについては、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社	ソフトバンク(株)	228,162	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	被所有 直接  100.0	なし	商品等の販売・業務受託、通信サービスの購入			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						商品の販売及びシステム開発・技術支援等	17,670	売 掛 金	5,815

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売及び通信サービスの購入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社の子会社	SB ペイメントサービス(株)	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス、上記に付随するコンサルティングサービス	なし	なし	商品等の販売・業務受託			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						商品の販売及びシステム開発・技術支援等	2,055	売 掛 金	668
						エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	— (注) 2	未 収 入 金	1,365

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係			
					役員の兼任等	事業上の関係		
親会社の子会社	SB C&S(株)	500	IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービスの提供	なし	兼任1名	商品等の仕入・販売、業務受託		
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目		期末残高 (百万円)	
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等		2,566	売	掛	金	604
		商品等仕入		4,688	買	掛	金	1,234
		役務提供案件の資材等購入		1,376				

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売及び仕入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
2. 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

#### 11. 収益認識に関する注記

##### 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

#### 12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 14,790,318,317円00銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1,478,649,154円50銭

(注) 2024年9月10日を効力発生日として普通株式9,900,000株を1株に株式併合いたしました。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

#### 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 第 37 期

## 計算書類の附属明細書

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

S Bテクノロジー株式会社

## 目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 .....	3
2. 引当金の明細 .....	3
3. 販売費及び一般管理費の明細 .....	4

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	240	302	69	77	396	581
	器具及び備品	486	341	9	192	626	1,017
	建設仮勘定	146	39	186	—	—	—
	計	873	683	264	270	1,022	1,599
無形固定資産	ソフトウェア	1,171	568	31	515	1,193	—
	ソフトウェア仮勘定	170	127	170	—	127	—
	その他	15	1	8	1	8	—
	計	1,357	697	210	516	1,329	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容		金額
建物	増加	本社オフィスリニューアル工事	295百万円
器具及び備品	増加	本社オフィスリニューアル什器備品	274百万円
ソフトウェア	増加	生成AIサービス追加開発	147百万円
		SaaS管理サービス開発	93百万円
		AoIシステムリニューアル	91百万円
ソフトウェア仮勘定	増加	SOC効率化にむけたSOARプロダクト開発	121百万円

## 2. 引当金の明細

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	275	306	275	306
賞与引当金	1,167	1,322	1,167	1,322
受注損失引当金	438	312	438	312
瑕疵補修引当金	3	20	3	20
事務所移転費用引当金	—	14	—	14
契約損失引当金	—	9	—	9

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額（百万円）	摘要
給与手当	2,225	
役員報酬	140	
株式報酬費用	15	
賞与	477	
役員賞与	127	
賞与引当金繰入額	454	
確定拠出年金拠出額	119	
法定福利費	518	
福利厚生費	82	
募集採用費	190	
教育訓練費	88	
派遣委託費	337	
雑給	112	
荷造運賃	1	
旅費交通費	41	
交際費	12	
会議費	1	
定期購読料	1	
調査費	20	
広告宣伝費	124	
販売促進費	16	
諸会費	5	
ブランド使用料	98	
通信費	174	
有形固定資産減価償却費	162	
無形固定資産減価償却費	123	
資産除去債務利息費用	1	
資産除去債務履行差額	△5	
支払リース料	13	
賃借料	7	
保険料	3	
維持修繕費	54	
研究開発費	196	
地代家賃	254	
水道光熱費	30	
什器備品費	38	
事務用品費	173	
支払手数料	3	
支払報酬	48	
銀行手数料	11	
業務委託費	242	
租税公課	207	
貸倒損失	3	
その他	4	
計	6,961	

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

S B テクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川航史

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

S B テクノロジー株式会社

常勤監査役 上野光正 殿  
監査役 内藤隆志 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川航史

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までのSBテクノロジー株式会社の第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月5日

SBテクノロジー株式会社

常勤監査役

上野光正

監査役

内藤隆志

(注) 監査役上野光正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。